

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

過去の不倫相手のご主人から、
慰謝料請求が来たのですが…

最近の最高裁の判決を見ると、
応じる必要はないと思います。

ただ、紛らわしいのですが、離婚の際によく慰謝料と言つてるのは、不貞行為や暴力や精神的虐待その他、個々の不法行為への慰謝料ではなく、それらをされたことによつて離婚せざるを得なくなつたという精神的損害に対する賠償金なのです。その請求の起算点は不貞行為時ではなく離婚時ということになりますので、この書面にある離婚慰謝料の時効はまだ1年が経つただけということです。

おそらくこのご主人は離婚の際に、妻の不貞によつて夫婦の信頼関係が決定的に損なわれてしまい、関係修復ができず、そ

慰謝料請求権の時効はおつしやる通り、3年です（民法724条）。

夫婦は互いに貞節義務を負うので、不貞行為をした配偶者は相手と共に共同不法行為者といふことになります。つまり、不貞行為をされた者は、両方に慰謝料を請求してもよいし（この場合は当然ながら離婚が前提でしよう）、配偶者にはせずに相手にだけ請求してもよいのです。

ただ、紛らわしいのですが、離婚の際によく慰謝料と言つてるのは、不貞行為や暴力や精神的虐待その他、個々の不法行為への慰謝料ではなく、それらをされたことによつて離婚せざるを得なくなつたという精神的損害に対する賠償金なのです。その請求の起算点は不貞行為時ではなく離婚時ということになりますので、この書面にある離婚慰謝料の時効はまだ1年が経つただけということです。

関係次第だと思うからです。つまり、この不倫関係がなければ離婚はなかつたとの因果関係は、ご相談者があえてこちらの夫婦関係を壊してやろうとの意図をもつていたならば別ですが、でなければ成り立たないでしょう。この点見解が分かれていますが、最近最高裁で否定の判断が出ました。ですので堂々と、応じない旨の書面を出しますよ。それでも裁判を起こされれば受け立たざるを得ませんが、負けないと想ります。ただそうな場合、奥さまに知られることは、残念ですが覚悟をしてくださいね。

の結果離婚に至つたということでは、妻から離婚慰謝料をもらつたのではないかと思います。なので、共同不法行為者であつたご相談者に対しても請求をということではないかと推察します。

ただ、どうなのでしょう。300万円が高い（普通、せいぜい200万円でしょう）といふことを別にしても、不貞行為の慰謝料ではなく、当の配偶者ではない相手にまで離婚慰謝料の請求ができるのかと言うと、なんとなくしつくりません。浮気をされても夫婦関係を続けいく例は世間によくあることだし、要はその夫婦の根本的な

恥ずかしい話なのですが、この度弁護士から、こんな内容証明がきました。300万円を支払えとあります。

そこにも書いてあるように、私はその本人の奥さんと4年前、いわゆる不倫関係にありました。私の職場に彼女が非常勤で来ていて、みんなで飲んだりするうちに気が合い、ついいつの後勤め先を変えたのですが、携帯やメールでやり取りし、関係は続きました。

私も妻がいるので、お互にとても気を付けていたのですが、1年経つた頃、ご主人にばれてしまい、すべて白状したと彼女から

その後勤め先を変えたのですが、携帯やメールでやり取りし、関係は続きました。

ご主人から慰謝料請求が来るのではないかと、そうしたら妻にもばれてしまうとおびえていたのですが、それはなく、無事たのですが、それはなく、無事勤め先を変えた。慰謝料請求の時効は3年が経ちました。慰謝料請求もすべて消しました。

ご主人から慰謝料請求が来るのではないかと、そうしたら妻にもばれてしまうとおびえていたのですが、それはなく、無事たのですが、それはなく、無事勤め先を変えた。慰謝料請求の時効は3年と聞いたことが

聞きました。驚いて、未練はありませんが、以後きつぱりと関係を断ちました。携帯などの個人情報もすべて消しました。

なんでも、私との不倫が原因で夫婦仲が冷え切り、結局1年前に離婚になつた、その慰謝料が300万円だと。これはどういうことなのでしょうか？ 慰謝料の時効3年は間違っているのですか？

